

平成31年3月28日

諮問番号：平成30年度諮問第3号

答申番号：平成30年度答申第4号

答 申

第1 審査会の結論

小牧市長（以下「実施機関」という。）が行った文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

平成30年10月31日、審査請求人は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託において、株式会社アール・アイ・エーより提出された見積書（内訳書）の積算明細書（以下「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成30年11月13日、実施機関は、本件開示請求に対して不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

平成30年11月28日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件文書を開示しないこととした決定を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

実施機関は、開示しないこととした理由として、本件文書は不存在であると述べている。しかし、次に掲げる理由により、実際には本件文書は存在するものと考えられる。

(1) 小牧市の見積書（委託）様式は、備考欄において、落札者に内訳書の提出を求めている。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年

法律第127号。以下「法」という。)は、内訳書の提出を義務付けている。

(3) 1億2千万円を超える委託契約で見積書1枚とは、社会一般常識で考えられない。

第4 実施機関の説明の要旨

法第12条において内訳書の提出を義務付けられるのは建設工事のみであり、設計委託業務はこれに該当しないから、契約金額に関わらず内訳書の提出義務はなく、また、本件文書が提出された事実もない。よって、本件文書は存在しない。

第5 審査会の判断

設計業務委託契約の見積は、建設工事請負契約のそれとは異なり、個々の単価の積み上げによって算定されるものではなく、総建設工事費に一定の割合を乗じて算出されるため、建設工事のような設計書は存在しない。よって、法においても、建設工事についてのみ内訳書の提出を義務付けており、本件設計業務委託契約の見積書について、予算上必要となる基本設計額と実施設計額の内訳を示したものの以外に内訳書が存在しないという実施機関の説明について、不合理なものであるとは認められない。

審査請求人は、本件審査請求後に見積書の様式が変更され、「落札者のみ内訳書を提出すること。」との記載が削除されたことを指摘するが、上述のとおり、業務委託契約においては、内訳書の提出が必要でないことも多いため、市は、様式を変更し、内訳書の提出が必要な場合には仕様書等により指示する運用に改めたものと認められる。

以上により、「第1 審査会の結論」とおり、実施機関が本件開示請求について本件文書の不存在を理由として不開示決定を行った結論は妥当であると判断する。

なお、本件処分における理由の付記については、必ずしも十分であるとは言えず、実施機関にあつては、建設工事請負契約と設計業務委託契約との性質の違いを説明するなど、なぜ本件文書が存在しないのか、審査請求人の理解を得られるよう、理由の付記をより丁寧に行うよう当審査会として付言する。

第6 審査会の調査審議の経過

平成30年12月14日	実施機関から諮問書を受理した。
平成31年1月10日	実施機関から意見書を受理した。
平成31年1月30日	審査請求人から反論書を受理した。
平成31年2月7日	審査会開催 調査審議（実施機関及び審査請求人の意見を聴取）
平成31年3月28日	答申